

Q 議案は可決ばかり？

学生A： 県議会において、議案が否決等されることはあるのでしょうか？

先生： 過去には、否決等された議案もありますが、令和4年度の知事提出の議案は、173件全てが可決・同意・認定・承認されています。

学生B： 全ての議案が可決等されているのですか？ きちんと検討されているのか、不安になります。

先生： 可決等された議案の数や割合だけ見ると不安に思われるかもしれませんが、議会活動が活発かどうかについては、否決等された議案の数や割合よりも、県議会と知事が出し合った意見や重ねた議論の中身で判断した方が的確です。

学生A： では、県議会と知事の議論はどのように行われているのですか？

先生： 例えば、議員は、地域住民の要望、市町村長や市町村議員の意見、業界団体や市民団体など様々な団体からの情報に基づいて、県が取り組むべき課題を検討し、本会議における一般質問や委員会における質疑を通して知事に見解を求めます。知事は、これに応じて県として対応すべきか検討した上で、対応すべきと判断すれば予算案や条例案に反映させます。

学生B： なるほど。そうは言っても、知事が提出する議案に議会が反対することはないのでですか？

先 生： 知事が実現すべきと判断した政策のうち重要なものは、あらかじめ委員会に資料を提出して議員に説明しています。議員は提出された資料を会派で検討して、会派としての意見をまとめ、知事は委員会での質疑や会派の意見の中の反対の要素を勘案して、議案を検討しているのです。

学生A： なるほど。重要な課題については、議案になる前に知事と県議会で議論されているということなのですね。

先 生： 県議会には、「一事不再議いちじふさいぎの原則」といって、一度結論が出された議案は、同一会期中には、再び提出できないことになっています。

否決等されてしまうと、少なくとも次の会期で議決を受けるまで、政策の実行ができなくなってしまうので、事前の議論により議案を検討して、着実に可決等まで到達することがとても重要なのです。